

第9期計画期間の介護保険料(所得段階別)

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて設定されます。第6期計画から第8期計画まで標準の所得段階は9段階でしたが、本計画(第9期)から標準の所得段階は下表のとおり13段階となります。

なお、第1～第3段階については、公費による軽減措置があり、実際の介護保険料はさらに軽減されます。

※令和8年度においては本表の80万円と記載のある部分が82.65万円に変更となります。



所得段階別保険料率、介護保険料(単位:円)

区 分			保険料率	介護保険料		
				月 額	年 額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455	1,820円	21,840円
			軽減措置:0.285	1,140円	13,680円	
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685	2,740円	32,880円
				軽減措置:0.485	1,940円	23,280円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690	2,760円	33,120円
				軽減措置:0.685	2,740円	32,880円
第4段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	3,600円	43,200円
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000	4,000円	48,000円
第6段階		本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	4,800円	57,600円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	5,200円	62,400円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500	6,000円	72,000円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	6,800円	81,600円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	7,600円	91,200円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満		基準額×2.100	8,400円	100,800円	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満		基準額×2.300	9,200円	110,400円	
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上		基準額×2.400	9,600円	115,200円	

- 第1～5段階については、公的年金にかかる雑所得を控除した額。
- 土地売却などにかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得、または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額。